

政策 1 - 5

1. 政策名

ペイオフ解禁への適切な対応

2. 政策の目標

(目標)

14年4月のペイオフ解禁に備え、国民に預金保険制度の正確な理解の浸透を図るための広報活動を実施する。

(業績指標)

広報活動の実施状況

(説明)

平成14年4月1日のペイオフ解禁(預金保険の適用が、流動性預金を除き原則に戻り、元本1,000万円までとその利息に移行)に向け、預金保険制度に係る誤解や不知による無用の混乱を来さないよう、同制度の周知徹底を図るための広報活動を、新聞、テレビ、インターネット、パンフレット等の多様な手段を通じて、平成13年度末までに重点的に実施することとしました。

(注)ここでは、ペイオフ解禁に向けた広報についてのみ評価を行っており、検査におけるペイオフ解禁への対応は「政策1-6 専門性の高い深度ある検査の実施」において、監督におけるペイオフ解禁への対応は「政策4-4 効率的で有効性の高い監督行政の実施」において、それぞれ評価しています。また、決済機能の安定確保については14事務年度において検討したものであり、14事務年度の実績評価で扱うこととなります。

3. 現状分析及び外部要因

平成8年度から平成12年度までの5年間、金融危機対応のための臨時異例の措置として、預金等全額保護の特例措置が講じられました。当該措置は、平成12年4月の都道府県所管の協同組織金融機関の国への移管を考慮して、平成13年度も継続されましたが、平成14年度から、預金保険の適用が流動性預金(当座預金、普通預金及び別段預金)を除き原則に戻り、流動性預金以外の預金の最低保障額は元本1,000万円までとその利息となりました(いわゆるペイオフ解禁)。

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成 13 事務年度における本政策目標に係る実施状況は以下のとおりです。

政府広報の活用

新聞やテレビといったマスメディアを使った政府広報の活用を図りました。また、小泉内閣メールマガジンにおいて、柳澤大臣がペイオフ解禁を行うことの必要性等について説明しました（200 万人以上に直接配信）。

【資料 1 - 5 - 1 平成 13 年度政府広報実績（ペイオフ関連）】

平成13年度政府広報実績（ペイオフ関連）

	日 時	媒 体
新聞	13年 :10/29 ~ 11/4、11/26 ~ 12/2、14年 2/11 ~ 2/17	突き出し」広告
	13年 :10月28日、11月25日	記事下」広告
	14年 3月4日号	折り込み広告」(こっぽんNOW)
雑誌	13年 :11月下旬 ~ 12月上旬	一頁広告（*一般誌6誌、経済誌9誌）
	13年 :12月上旬	4コマ漫画（やくみつるシリーズ）（*一般誌等 7誌）
	14年 1月号（13年12月10日発売）	中央公論
テレビ番組	13年 :11月11日 7:00 ~ 7:15	フジテレビ「話題にアタック」
	13年 :11月16日 11:25 ~ 11:30	日本テレビ「存じですか」
	13年 :12月2日 6:30 ~ 6:45	日本テレビ「さわやかニッポン」
	14年 2月9日 22:30 ~ 23:00	テレビ東京「大調査!!なるほど日本人」
	14年 2月16日 21:30 ~ 22:00	CS放送朝日ニュースター「政策対談 明日への架け橋」
ラジオ番組	13年 :11月25日 8:30 ~ 9:00	TBSラジオ「グッドモーニングジャパン」
	13年 :12月 1日 9:30 ~ 9:55	FM東京「中山秀征の愛してJAPAN」
	14年 :1月、2月	全国370有線放送施設にて放送「政府の窓」
	14年 3月4日 19:00 ~ 19:15	ラジオたんぱ「暮らしのマイク」

*一般誌 6誌 読売ウィークリー、週刊朝日、サンデー毎日、SPA!、週刊新潮、週刊文春

*経済誌 9誌 週刊AERA、ダイヤモンド、日経ビジネス、プレジデント、日経トレンディ、マネープラス、あるじゃん、エコノミスト、東洋経済

*一般誌等 7誌 :一般誌 6誌+anan

パンフレット等の発行

金融庁においては預金保険制度の主要な仕組みを盛り込んだパンフレット（12 万部）及び制度の最も基本的かつ多くの質問が寄せられる事項に絞ったリーフレット（2 種類、各 100 万部）を作成し、財務局を通じて配布しました。パンフレットについては、ホームページにも掲載しました。

財務局を活用した広報活動

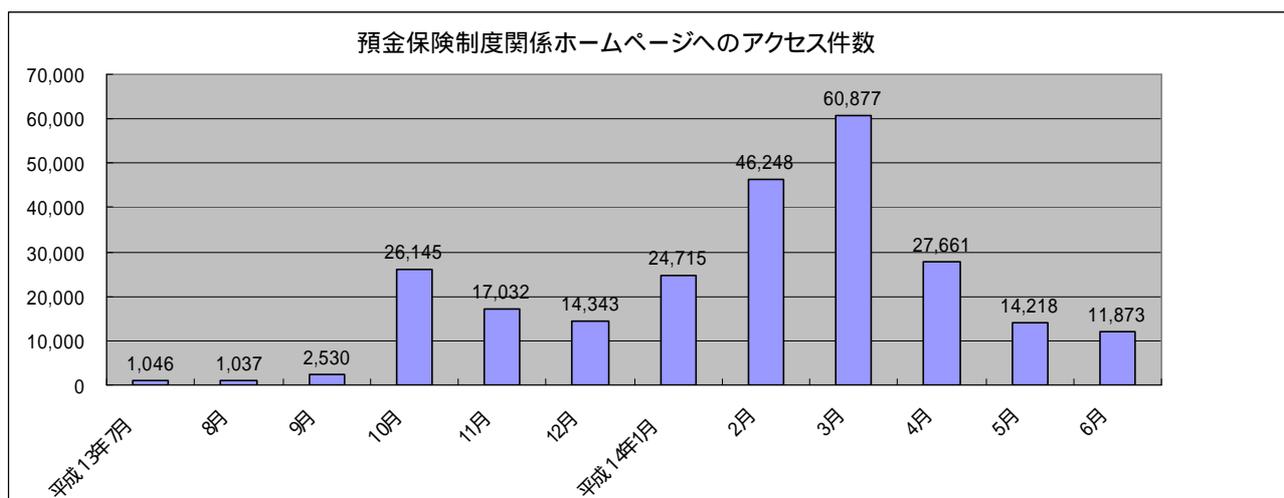
各財務局において幹部地方講演会・財務局主催の講演会等（延べ 400 回以上）の機会を捉えて一般向けに制度の説明を実施しました。また、財務局を通じて地方公共団体と連携を図り、地方公共団体の広報誌への記事掲載や庁舎へのポスター掲示を依頼しました。

ホームページの活用

平成 14 年 4 月 1 日のペイオフ解禁に向け、金融庁のホームページの日本語版、英語版それぞれのトップページに預金保険制度改正についてのコーナーを設け、広く国民への周知及び理解を図ってきました（ペイオフ解禁後も継続中）。平成 13 事務年度のアクセス件数 247,725 件、各月のアクセス件数は【資料 1 - 5 - 2】のとおりです。

【資料 1 - 5 - 2 預金保険制度関係ホームページのアクセス件数】

（単位：件）



国政モニターの活用

今後の預金保険制度に関する広報活動を実施していく上での参考とするため、平成 14 年 5 月に国政モニターを実施し、

- イ．ペイオフ解禁に向けての取り組み等について、
- ロ．金融機関への要望について、
- ハ．ペイオフ解禁に関する広報について、

という課題について 550 名の国政モニターの方々から、421 件のご意見、ご提言をいただきました。

(2) 評価

上記(1)のとおり、広報活動を行った結果、国民全般における預金保険制度の認知状況がどの程度向上したかについて正確に把握することは困難ですが、例えば、下記の金融広報委員会のアンケート結果からも、一般国民における理解が深まっていることが伺えます。

金融広報委員会のアンケート

実施期間：平成14年6月21日～平成14年7月1日

対象：全国6,000世帯（回収率69.2%）

(結果)

預金保険制度について、

- ・「内容まで知っている」、「見聞きしたことはある」とする回答が83.5%に増加した（昨年同時期の調査では77.1%）
- ・「まったく知らない」とする回答が16.2%に減少した（昨年調査では22.8%）といった結果となっています。

これらを踏まえると、国民に預金保険制度の正確な理解の浸透が進んでいるものと考えます。

5. 今後の課題

平成14年10月7日に、「現在の流動性預金（当座預金・普通預金・別段預金）の全額保護を平成17年3月末まで継続する、ペイオフを解禁する平成17年4月から決済用預金の全額保護の仕組みを実施する、との内容を盛り込んだ法律案を作成し、臨時国会に提出する」という金融担当大臣談話が発表されました。それを受け、平成14年10月25日に臨時国会に「預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案」が提出され、12月11日に成立しました。

これにより、預金保険制度が変更されることから、同制度に係る誤解や不知による無用の混乱を来たさないよう、同制度の周知徹底を図るための広報活動を、引き続き実施します。

このため、平成14年度予算において、パンフレットの作成のための経費を確保しているほか、平成15年度予算においても、同様の経費の予算要求を行ったところです。

6．当該施策に係る端的な結論

前述 4.(2) のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっていますが、「預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」が成立したことにより、預金保険制度が変更されることから、同制度に係る誤解や不知による無用の混乱を来たさないよう、同制度の周知徹底を図るための広報活動を、引き続き実施します。

7．学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8．注記（政策効果の把握方法又は使用資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、金融広報委員会のアンケートにおける預金保険制度についての認知度、広報活動の実施状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 金融庁ホームページ（預金保険関係ページ）へのアクセス件数
- ・ 金融広報委員会のアンケートにおける預金保険制度についての認知度
- ・ 平成 13 年度政府広報実績（ペイオフ関連）
- ・ パンフレット及びリーフレットの発行部数
- ・ 財務局での講演会等の開催件数
- ・ 国政モニターからの意見聴取状況

9．担当部局

総務企画局政策課広報室、信用課信用機構室